

**秋田県告示第272号**

次の法人は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものでなくなったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成29年5月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

法人の名称

秋田県漁業信用基金協会